

各 保 健 所 長 殿

保健福祉部部长
(公印省略)

公衆浴場法施行条例及び旅館業法施行条例の一部を改正
する条例の施行について

このことについて、別添のとおり一部改正したので通知します。

なお、本改正については、6月29日公布され、10月1日から施行されますので、関係業者に周知徹底する等指導について、よろしくお願いします。

また、岡山県公衆浴場業生活衛生同業組合及び岡山県旅館ホテル生活衛生同業組合には、別添写しのとおり通知済であることを申し添えます。

記

1. 公衆浴場法施行条例の一部改正について

(1) 改正の背景

公衆浴場におけるレジオネラ症発生防止対策については、公衆浴場法施行条例を平成14年3月19日一部改正し指導を行ってきたところであるが、今般、旅館業法施行条例の一部改正の検討に当たり、消毒設備の維持管理、自主管理等特に重要な部分について追加するとともに、旅館業法施行条例との整合を図るため所要の改正を行ったものである。

(2) 新たに追加した事項

- 1) 消毒施設及び設備の管理は、特に重要であり、適正に管理するとともに、稼働状況を適宜点検し、その記録を三年間保存することとした。
- 2) ろ過装置等により浴槽水を循環させる場合は、浴槽水の誤飲を防ぐためため、表示を行う等の措置を講ずることとした。
- 3) 自主管理を行うため、自主管理手引書及び点検表を作成し、その内容を従業員等に周知徹底するとともに、日常の衛生管理に係る責任者を定めることとした。
- 4) 営業者は原水及び浴槽水が水質の基準を満たさないことが判明したときは、浴槽の清掃、消毒等必要な措置を講ずることとした。

(3) 主な改正点

- 1) 水道法（昭和32年法律第177号）に規定され、同法で指導される施設から供給される水のみを原水として用いる場合は、水質検査の義務を除外することとした。
- 2) 浴槽水の消毒に塩素系薬剤を使用する場合は、その濃度に関する規定を設けることとした。
- 3) 原湯を貯湯する貯湯槽を摂氏60度以上に保つことは、レジオネラ属菌の繁殖を防止する上で最も適切な方法であり今後もこの方針に変更はないが、新たな知見等の調査を実施する等貯湯槽内でレジオネラ属菌が繁殖しないよう管理することも認めるこ

ととした。

4) その他、旅館業法施行条例の一部改正と整合を図る等所要の改正を行った。

(4) 施行期日

平成16年10月1日

(5) その他

平成16年5月14日付け生衛第153号で依頼した、行政検査の実施とともに条例改正についても指導すること。

2. 旅館業法施行条例の一部改正について

(1) 改正の背景

平成14年7月宮崎県日向市の温泉施設において、レジオネラ菌による集団感染が発生し、その後も入浴施設を原因とするレジオネラ症の発生、死亡事故が報告され社会問題となった。この事件を契機として厚生労働省から平成14年10月29日付け健発第1029004号で「公衆浴場法第3条第2項並びに旅館業法第4条第2項及び同法施行令第1条に基づく条例等にレジオネラ症発生防止対策を追加する際の指針について」、平成15年2月14日付け健発第0214004号で「旅館業における衛生等管理要領」の一部改正、平成15年7月25日付け厚生労働省告示第264号で「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針（平成11年厚生省告示第115号）」に基づき、「レジオネラ症の発生を防止するために必要な措置に関する技術上の指針」等が示された。

こうしたなか岡山県では、平成17年に県内各地で「晴れの国おかやま国体」が開催され、多数の来県者が予想されるため、宿泊衛生対策の一貫として、旅館業の施設内浴室の衛生措置及び構造設備の基準について、所要の改正を行ったものである。

(2) 主な改正点

条例第4条の衛生措置等の基準に、第四号として浴室の衛生措置等及び第6条の構造設備の基準に浴室の基準を追加した。

1) 浴室の衛生措置等

①浴槽の換水に関する規定を設けた。

②エアロゾルの発生しやすい、打たせ湯及びシャワーに関する規定を設けた。

③浴槽水の誤飲を防ぐための措置に関する規定を設けた。

④ろ過装置及び消毒設備等維持管理に関する規定を設けた。

⑤原水、浴槽水の水質検査に関する規定を設けた。

⑥浴槽水の消毒に塩素剤を使用する場合に関する規定を設けた。

⑦原湯を貯留する貯湯槽に関する規定を設けた。

⑧レジオネラ属菌を外部から浴槽に持ち込むことを防止するための注意喚起に関する規定を設けた。

⑨水質の基準を満たさないことが判明したときの措置に関する規定を設けた。

⑩自主管理手引書の作成及び衛生管理に関する責任者を定めることに関する規定を設けた。

⑪原水及び浴槽水の水質基準に関する規定を設けた。

⑫レジオネラ症が発生した場合の保健所長への届出に関する規定を設けた。

2) 構造設備の基準

- ①浴室に換気のための窓又は換気に必要な機械設備に関する規定を設けた。
- ②浴室の床面に関する規定を設けた。
- ③浴槽水を循環させる設備を設ける場合ろ過装置、消毒設備に関する規定を設けた。
- ④気泡発生装置等を設ける場合は、空気取り入れ口にフィルター等を設けレジオネラ菌等の侵入を防止に関する規定を設けた。
- ⑤屋外の浴槽水に関する規定を設けた。

いずれの基準も公衆浴場法施行条例と同様とし、また、浴槽水を循環使用する共同浴室を中心に規定の整備を行った。

なお、第6条の構造設備の基準は、岡山市及び倉敷市においては適用されない。

(3) 施行期日及び経過措置

平成16年10月1日とし、条例施行の際に、現に旅館業法の許可を受けている者等については、施行の日から起算して9月間の猶予期間を設けた。

(4) その他

- 1) 旅館業の経営形態は4種類に分類され、また、その経営は大小多様な規模である。

今回の条例改正は、レジオネラ症の発生を予防し、もって安全安心な宿泊施設の確保を目的としており、レジオネラ症の発生を予防するために、各施設において共通する事項、特に必要な最低限の衛生措置について定めたものである。

指導に当たっては、条例で定めた事項のみならず、「旅館業における衛生等管理要領」（平成12年厚生労働省健康局生活衛生課長通知）に基づき各施設の入浴施設の設備構造の状況に応じた適切な指導を行うこと。

また、レジオネラ属菌への対策のため施設の改修等が必要な旅館もあると考えられるので、十分な指導を行うこと。

- 2) 別途「旅館業における立入検査及び水質検査等の実施」についても依頼する予定であること。
- 3) 既存の旅館関係営業台帳については、平成15年度実施した「旅館業法による営業許可を有する施設における入浴施設、給湯設備等の実態調査について（平成15年4月25日生衛第104号）」の調査結果及び2)で依頼する立入検査結果等を貼付する等浴室の状況について把握し台帳を整備すること。

3. 共通事項

水質等に関する基準の検査方法は次表のとおりとする。

(1) 原水の水質の検査方法

色度	比色法又は透過光測定法
濁度	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法
pH値	ガラス電極法又は比色法
有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	滴定法
大腸菌群	乳糖ブイヨン-ブリリアントグリーン乳糖胆汁ブイヨン培地法又は特定酵素基質培地法
レジオネラ属菌	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法

(2) 浴槽水の水質の検査方法

濁度	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法
有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	滴定法
大腸菌群	「下水の水質の検定方法等に関する省令」（昭和三十七年厚生省令・建設省令第一号）第六条に規定する方法
レジオネラ属菌	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法

(3) その他

1) 別添で送付する、全国公衆浴場業生活衛生同業組合連合会及び全国旅館生活衛生同業組合連合会が作成した、「公衆浴場管理者のための点検マニュアル」及び「温泉浴槽水等の衛生・維持管理のチェックポイントリスト」を参考に自主管理手引書の作成、管理責任者の選任、記録の保存等営業者を指導すること。

2) 別途送付する『よく知ろう「レジオネラ症」とお風呂の衛生管理』（株）社会保険研究所発行等を活用し講習会を開催する等営業者を指導すること。

3) 公衆浴場法施行細則（昭和32年10月15日岡山県規則第65号）及び旅館業法施行細則（昭和33年2月4日岡山県規則第11号）の一部改正についても検討中であること。

公衆浴場法施行条例新旧対照表（第一条関係）

新	旧
<p>（趣旨）</p> <p>第一条 この条例は、公衆浴場法（以下「法」という。）の施行に 関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該 各号に定めるところによる。</p> <p>一 一般公衆浴場 法第一条第一項に規定する公衆浴場のう ち、その利用の目的及び形態が地域住民の日常生活において 保健衛生上必要なものとして利用されるものであつて、その 他の公衆浴場以外のものをいう。</p> <p>二 その他の公衆浴場 次のいずれかに該当する公衆浴場をい う。</p> <p>イ 温湯等を使用して入浴させるものであつて、専ら保養、 休憩若しくは娯楽のための施設又はスポーツ施設に附帯す るもの</p> <p>ロ 温湯等を使用して入浴させるものであつて、専ら美容又 は健康増進を目的としたもの</p> <p>ハ 温湯等を使用して入浴させるものであつて、専ら福祉又 は福利厚生を目的としたもの</p> <p>ニ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭 和23年法律第122号）第2条第6項第1号に掲げる営 業のための施設であるもの</p> <p>ホ その他知事（保健所を設置する市にあつては、市長。第 十一条を除き、以下同じ。）が一般公衆浴場とその形態を 異にするものとして認めたもの</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第一条 この条例は、公衆浴場法（以下「法」という。）の施行に 関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該 各号に定めるところによる。</p> <p>一 一般公衆浴場 法第一条第一項に規定する公衆浴場のう ち、その利用の目的及び形態が地域住民の日常生活において 保健衛生上必要なものとして利用されるものであつて、その 他の公衆浴場以外のものをいう。</p> <p>二 その他の公衆浴場 次のいずれかに該当する公衆浴場をい う。</p> <p>イ 温湯等を使用して入浴させるものであつて、専ら保養、 休憩若しくは娯楽のための施設又はスポーツ施設に附帯す るもの</p> <p>ロ 温湯等を使用して入浴させるものであつて、専ら美容又 は健康増進を目的としたもの</p> <p>ハ 温湯等を使用して入浴させるものであつて、専ら福祉又 は福利厚生を目的としたもの</p> <p>ニ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭 和23年法律第122号）第2条第6項第1号に掲げる営 業のための施設であるもの</p> <p>ホ その他知事（保健所を設置する市にあつては、市長。第 十一条を除き、以下同じ。）が一般公衆浴場とその形態を 異にするものとして認めたもの</p>

三 浴槽水 浴槽内の湯水をいう。

四 原水 原湯(浴槽水を再利用しないで浴槽に直接注入される温水をいう。第四条第二号ホにおいて同じ。)の原料に用いる水及び浴槽水の温度を調節する目的で浴槽水を再利用しないで浴槽に直接注入される水をいう。

第三条 略

(一般公衆浴場の構造及び衛生措置に関する基準)

第四条 一般公衆浴場の営業者が講じなければならない措置の基準は、次のとおりとする。

- 一 構造設備に関する基準
- イ 下足場、脱衣室、便所及び浴室は、それぞれ区別して設けること。
- ロ 下足場には、履物を安全かつ清潔に保管することができ、設備を入浴者数に応じて設けること。
- ハ 脱衣室及び浴室は、男女を区別し、その境界には隔壁を設け、相互に、かつ、屋外から見通すことのできない構造とし、脱衣所の外部の見やすい位置に、男女別の表示をすること。
- ニ 脱衣室には、入浴者の衣類等を安全かつ清潔に保管することができ、設備を入浴者数に応じて設けること。
- ホ 脱衣室の床面は、耐水性で滑りにくい材質を用いること。
- ヘ 脱衣室の床面積は、男女それぞれ九平方メートル以上とする。
- ト 脱衣室及び浴室には、それぞれ換気のための窓又は換気に必要な機械設備を設けること。
- チ 脱衣室及び浴室には、室内を適温に保つために必要な設備を設けること。
- リ 便所は、男女それぞれ脱衣室等から利用しやすい場所に設けること。

三 浴槽水 浴槽内の湯水をいう。

四 原水 原湯(浴槽に直接注入されるべき温水をいう。第四条第二号ホにおいて同じ。)の原料とする水及び浴槽水の温度を調節する目的で浴槽に直接注入されるべき冷水をいう。

第三条 略

(一般公衆浴場の構造及び衛生措置に関する基準)

第四条 一般公衆浴場の営業者が講じなければならない措置の基準は、次のとおりとする。

- 一 構造設備に関する基準
- イ 下足場、脱衣室、便所及び浴室は、それぞれ区別して設けること。
- ロ 下足場には、履物を安全かつ清潔に保管することができ、設備を入浴者数に応じて設けること。
- ハ 脱衣室及び浴室は、男女を区別し、その境界には隔壁を設け、相互に、かつ、屋外から見通すことのできない構造とし、脱衣所の外部の見やすい位置に、男女別の表示をすること。
- ニ 脱衣室には、入浴者の衣類等を安全かつ清潔に保管することができ、設備を入浴者数に応じて設けること。
- ホ 脱衣室の床面は、耐水性で滑りにくい材質を用いること。
- ヘ 脱衣室の床面積は、男女それぞれ九平方メートル以上とする。
- ト 脱衣室及び浴室には、それぞれ換気のための窓又は換気に必要な機械設備を設けること。
- チ 脱衣室及び浴室には、室内を適温に保つために必要な設備を設けること。
- リ 便所は、男女それぞれ脱衣室等から利用しやすい場所に設けること。

又 浴室の床面は、耐水性で滑りにくい材質とし、使用水等が停滞しないよう適当なこう配を設け、かつ、清掃が容易に行える構造とすること。

ル 洗い場の面積は、男女それぞれ九平方メートル以上とすること。

ヲ 洗い場には、入浴者数に応じた十分な数の給水栓又は給湯栓、洗いおけ及び腰掛を備えること。

ワ 主たる浴槽は、男女それぞれ内のりの表面積3平方メートル以上、深さ60センチメートル以上であつて、かつ、洗い場での使用水等が浴槽内に流入しない構造とすること。

カ 浴槽水を循環させる設備を設ける場合は、ヘアキャッチャー、一時間当たり浴槽の容量以上のろ過能力を有するろ過装置及び浴槽水の消毒設備又は装置を設けること。ただし、これらと同等の措置を行う場合は、この限りでない。

ヨ 浴槽に気泡発生装置又はジェット噴射装置を設置する場合は、空気取入口にフィルター等を設け、土ぼこり等が入らない構造とすること。

タ 薬湯、おがくず等を使用する浴槽にあつては、浴室にシヤワー等を設けること。

レ 屋外に浴槽を設けるときは、次のとおりとする。

(1) 男女を区別し、その境界には隔壁を設け、相互に、かつ、屋外から見通すことのできない構造とすること。

(2) 浴槽の面積は、男女それぞれの入浴者数に応じ、十分な面積であること。

(3) 脱衣室、浴室等から直接出入りすることができる構造とすること。

(4) 屋外には、洗い場を設けないこと。

(5) 屋外の浴槽水と屋内の浴槽水とが混じり合わない構造とすること。

ソ サウナ室又はサウナ設備を設けるときは、次のとおりと

又 浴室の床面は、耐水性で滑りにくい材質とし、使用水等が停滞しないよう適当なこう配を設け、かつ、清掃が容易に行える構造とすること。

ル 洗い場の面積は、男女それぞれ九平方メートル以上とすること。

ヲ 洗い場には、入浴者数に応じた十分な数の給水栓又は給湯栓、洗いおけ及び腰掛を備えること。

ワ 主たる浴槽は、男女それぞれ内のりの表面積3平方メートル以上、深さ60センチメートル以上であつて、かつ、洗い場での使用水等が浴槽内に流入しない構造とすること。

カ 循環ろ過装置を設置している場合は、ヘアキャッチャー、一時間当たり浴槽の容量以上のろ過能力を有するろ過装置及び浴槽水の消毒設備又は装置を設けること。ただし、これらと同等の措置を行う場合は、この限りでない。

ヨ 気泡発生装置又はジェット噴射装置を設置する場合は、空気取入口にフィルターを設けること。

タ 薬湯、おがくず等を使用する浴槽にあつては、浴室にシヤワー等を設けること。

レ 屋外に浴槽を設けるときは、次のとおりとする。

(1) 男女を区別し、その境界には隔壁を設け、相互に、かつ、屋外から見通すことのできない構造とすること。

(2) 浴槽の面積は、男女それぞれの入浴者数に応じ、十分な面積であること。

(3) 脱衣室、浴室等から直接出入りすることができる構造とすること。

(4) 屋外には、洗い場を設けないこと。

(5) 屋外の浴槽水と屋内の浴槽水とが混じり合わない構造とすること。

ソ サウナ室又はサウナ設備を設けるときは、次のとおりと

する。

- (1) サウナ室は、男女を区別し、床面、内壁及び天井は、耐熱性の材質を用いた構造とすること。
 - (2) サウナ室の床面は、排水が容易に行えるよう適当なこう配を設け、かつ、清掃が容易に行える構造とすること。
 - (3) サウナ室又はサウナ設備には、温度調節設備を備えるとともに、室内には温湿度計及び非常用プザーを設けること。
 - (4) サウナ室の室内を容易に見通すことができる窓を適当な位置に設けること。
- ツ 入浴者の状況に応じて、下足場、脱衣室、便所及び浴室には手すりを設けるとともに、できるだけ段差をなくすこと。
- ネ その他知事が必要と認めて指示する措置

二 衛生措置に関する基準

- イ 下足場、脱衣室、便所及び浴室は、毎日清掃するとともに、消毒を毎月1回以上実施し、清潔で衛生的に保つこと。
- ロ 下足場、脱衣室、便所及び浴室は、ねずみ、昆虫等の生息状況について毎月1回以上点検し、適切な防除措置を講ずること。
- ハ 下足場、脱衣室、便所及び浴室の照度は、床面において150ルクス以上を保つこと。
- ニ 浴槽水は、毎日完全に換水するとともに、その都度浴槽を清掃すること。ただし、循環ろ過し、かつ、継続して使用している浴槽水（ホ及びびへにおいて「循環ろ過水」という。）については、一週間に一回以上定期的に完全に換水するとともに、その都度浴槽を清掃し、及び消毒すること。
- ホ 浴槽水は、適温に保つとともに、常に満杯状態に保ち、十分に循環ろ過水又は原湯を供給することにより清浄に保つこと。

する。

- (1) サウナ室は、男女を区別し、床面、内壁及び天井は、耐熱性の材質を用いた構造とすること。
 - (2) サウナ室の床面は、排水が容易に行えるよう適当なこう配を設け、かつ、清掃が容易に行える構造とすること。
 - (3) サウナ室又はサウナ設備には、温度調節設備を備えるとともに、室内には温湿度計及び非常用プザーを設けること。
 - (4) サウナ室の室内を容易に見通すことができる窓を適当な位置に設けること。
- ツ 入浴者の状況に応じて、下足場、脱衣室、便所及び浴室には手すりを設けるとともに、できるだけ段差をなくすこと。
- ネ その他知事が必要と認めて指示する措置

二 衛生措置に関する基準

- イ 下足場、脱衣室、便所及び浴室は、毎日清掃するとともに、消毒を毎月1回以上実施し、清潔で衛生的に保つこと。
- ロ 下足場、脱衣室、便所及び浴室は、ねずみ、昆虫等の生息状況について毎月1回以上点検し、適切な防除措置を講ずること。
- ハ 下足場、脱衣室、便所及び浴室の照度は、床面において150ルクス以上を保つこと。
- ニ 浴槽水は、毎日交換すること。ただし、循環ろ過し、かつ、二十四時間以上継続して使用している浴槽水については、一週間に一回以上定期的に完全換水し、浴槽を清掃し、及び消毒すること。
- ホ 浴槽水は、適温に保つとともに、常に満杯状態に保ち、十分に循環ろ過水又は原湯を供給することにより清浄に保つこと。

へ 打たせ湯及びシャワーに使用する温湯等は、循環ろ過水を使用しないこと。

ト ろ過装置等により浴槽水を循環させる場合は、浴槽水の誤飲を防ぐための措置を講ずること。

チ ろ過装置等の維持管理を適切に行い、かつ、その稼働状況を適宜点検するとともに、それらの記録を三年間保存すること。

リ 消毒設備又は装置の維持管理を適切に行い、その記録を三年間保存すること。

又 原水及び浴槽水の水質検査は、一年に一回以上行い、その記録を三年間保存すること。ただし、原水については、当該原水に水道水等（水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三条第二項に規定する水道事業の用に供する水道、同条第六項に規定する専用水道及び同条第七項に規定する簡易専用水道により供給される水をいう。第七条において同じ。）のみを使用している場合は、この限りでない。

ル 浴槽水の消毒に塩素系薬剤を使用する場合は、浴槽水中の遊離残留塩素濃度を頻繁に測定し、当該濃度を通常一リットル中に〇・二ミリグラム以上〇・四ミリグラム以下に保ち、かつ、最大でも一リットル中に一・〇ミリグラム以下となるよう努めるとともに、その測定結果を三年間保存すること。

ヲ 貯湯槽に貯留する原湯の温度を通常の使用状態において摂氏六十度以上に保つなどレジオネラ属菌が繁殖しないよう貯湯槽内の湯水を管理すること。

ワ タオル、くし、かみそり等を入浴者に貸与しないこと。ただし、入浴者一人ごとに消毒した清潔なもの（かみそりにあつては、新しいものに限る。）を貸与するときは、この限りでない。

カ 入浴者に浴槽の中で身体を洗わせ、又は浴室内で洗濯その他公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為をさせないこ

へ 打たせ湯及びシャワーに使用する温湯等は、循環ろ過水を使用しないこと。

ト 循環ろ過装置等は、稼働状況を適宜点検し、その記録を三年間保存すること。

チ 原水及び浴槽水の水質検査は、一年に一回以上行い、その記録を三年間保存すること。

リ 浴槽水を塩素で消毒している場合は、一日に一回以上遊離残留塩素濃度を測定し、その記録を三年間保存すること。

又 貯湯タンクを設置している場合は、貯湯タンク内の湯水を摂氏六十度以上に保つこと。

ル タオル、くし、かみそり等を入浴者に貸与しないこと。ただし、入浴者一人ごとに消毒した清潔なもの（かみそりにあつては、新しいものに限る。）を貸与するときは、この限りでない。

ヲ 入浴者に浴槽の中で身体を洗わせ、又は浴室内で洗濯その他公衆衛生に害を及ぼす おそれのある行為をさせないこ

と。

ヨ おおむね10歳以上の男女を混浴させないこと。

タ 原水又は浴槽水が第七条に規定する水質の基準を満たさないことが判明したときは、浴槽の清掃、消毒等必要な措置を講ずること。

レ 自主管理を行うため、自主管理手引書及び点検表を作成し、従業員等はその内容を周知徹底するとともに、営業者及び従業員のうちから日常の衛生管理に係る責任者を定めること。

ソ その他知事が必要と認めて指示する措置

第五条 略

第六条 第二条第二号二に掲げるその他の公衆浴場の営業者が講じなければならぬ措置の基準は、次のとおりとする。

一 構造設備に関する基準

イ 個室内には、換気のための窓又は換気に必要な機械設備を設けること。

ロ 個室内には、適当な脱衣場所及び入浴者の衣類等を収納するための設備を設けること。

ハ 個室の出入口の扉には、施錠設備を設けず、かつ、上部は、透明ガラス等により内部を見通すことができる構造とすること。

二 便所は、入浴者が利用しやすい場所に設けること。

ホ 適当な広さの待合室を設けること。

ヘ 第四条第一号ホ、又及びネに掲げる基準によること。

二 衛生措置に関する基準

イ 浴槽水は、使用のつど取り替えること。

ロ 個室内で使用するタオル等は、入浴者1人ごとに取り替えること。

ハ 従業員に、風紀を乱すおそれのある服装又は行為をさせ

いこと。

ワ おおむね10歳以上の男女を混浴させないこと。

カ その他知事が必要と認めて指示する措置

第五条 略

第六条 第二条第二号二に掲げるその他の公衆浴場の営業者が講じなければならぬ措置の基準は、次のとおりとする。

一 構造設備に関する基準

イ 個室内には、換気のための窓又は換気に必要な機械設備を設けること。

ロ 個室内には、適当な脱衣場所及び入浴者の衣類等を収納するための設備を設けること。

ハ 個室の出入口の扉には、施錠設備を設けず、かつ、上部は、透明ガラス等により内部を見通すことができる構造とすること。

二 便所は、入浴者が利用しやすい場所に設けること。

ホ 適当な広さの待合室を設けること。

ヘ 第四条第一号ホ、又及びネに掲げる基準によること。

二 衛生措置に関する基準

イ 浴槽水は、使用のつど取り替えること。

ロ 個室内で使用するタオル等は、入浴者1人ごとに取り替えること。

ハ 従業員に、風紀を乱すおそれのある服装又は行為をさせ

ないこと。

二 第四条第二号イ、ロ、ヲ及びタからソまでに掲げる基準によること。

第七条 原水（水道水等のみを使用したものを除く。）及び浴槽水の水質基準は、次に掲げるとおりとする。ただし、温泉法（昭和二十三年法律第百二十五号）に基づく温泉又は薬湯等を使用するものにあつては、第一号のイから二まで並びに第二号のイ及びロの基準の一部又は全部を緩和することができる。

一 原水の水質

イ 色度は、5度以下であること。

ロ 濁度は、2度以下であること。

ハ 水素イオン濃度は、 pH 値5.8以上8.6以下であること。

ニ 過マンガン酸カリウム消費量は、1リットル中10ミリグラム以下であること。

ホ 大腸菌群（グラム陰性の無芽胞性の桿菌であつて乳糖を分解して酸とガスを形成するすべての好気性又は通性嫌気性菌をいう。次号において同じ。）は五十ミリリットル中に検出されないこと。

二 略

（保健所の長への通報等）

第八条 公衆浴場の営業者は、当該施設の利用者の中にレジオネラ症又はその疑いのある患者が発生した場合、当該施設の所在地を管轄する保健所の長に通報し、その指示に従わなければならない。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成十六年十月一日から施行する。

ないこと。

二 第四条第二号イ、ロ、又及びカに掲げる基準によること。

第七条 原水及び浴槽水の水質基準は、次に掲げるとおりとする。ただし、温泉法（昭和二十三年法律第百二十五号）に基づく温泉又は薬湯等を使用するものにあつては、第一号のイから二まで並びに第二号のイ及びロの基準の一部又は全部を緩和することができる。

一 原水の水質

イ 色度は、5度以下であること。

ロ 濁度は、2度以下であること。

ハ 水素イオン濃度は、 pH 値5.8以上8.6以下であること。

ニ 過マンガン酸カリウム消費量は、1リットル中10ミリグラム以下であること。

ホ 大腸菌群（グラム陰性の無芽胞性の桿菌であつて乳糖を分解して酸とガスを形成するすべての好気性又は通性嫌気性菌をいう。以下同じ。）は五十ミリリットル中に検出されないこと。

二 略

（自主管理）

第八条 公衆浴場の営業者は、当該施設の利用者の中にレジオネラ症又はその疑いのある患者が発生した場合、当該施設の所在地を管轄する保健所の長に通報し、その指示に従わなければならない。

○旅館業法施行条例

昭和四十五年十二月二十二日

岡山県条例第六十三号

旅館業法施行条例をここに公布する。

旅館業法施行条例

旅館業の衛生基準等に関する条例(昭和三十二年岡山県条例第六十一号)の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 この条例は、旅館業法(昭和三十二年法律第百三十八号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平一二条例三三・全改)

(指定施設)

第二条 法第三条第三項第三号(法第三条の二第二項及び第三条の三第三項において準用する場合を含む。)の規定により条例で定める施設(次条において「指定施設」という。)は、次に掲げるものとする。

- 一 社会教育法(昭和三十四年法律第二百七号)の規定による公民館
- 二 図書館法(昭和三十五年法律第百十八号)の規定による図書館
- 三 博物館法(昭和三十六年法律第二百八十五号)の規定による博物館及び博物館に相当する施設
- 四 前各号に掲げるもののほか、主として児童若しくは生徒の利用に供され、又は多数の児童若しくは生徒の利用に供される社会教育施設で知事が指定するもの

(平一二条例三三・一部改正)

(意見を求める者)

第三条 法第三条第四項(法第三条の二第二項及び第三条の三第三項において準用する場合を含む。)の規定により条例で定める者は、次に掲げるものとする。

- 一 国が設置している指定施設については、当該施設の長
- 二 地方公共団体が設置している指定施設については、当該施設を設置している地方公共団体の長(当該施設が教育委員会の所管に属するときは、教育委員会)
- 三 前二号に掲げる施設以外の指定施設については、当該施設に所管庁があるときは当該所管庁、所管庁がないときは当該施設の所在地の市町村長

(平一二条例三三・一部改正)

(衛生措置等の基準)

第四条 法第四条第二項の規定により条例で定める衛生措置等の基準は、次のとおりとする。

- 一 換気及び防湿
 - イ 換気のために設けられた開口部は常に開放し、機械換気設備を有する場合はじゅうぶんな運転を行なうこと。
 - ロ 排水設備は、流通を常に良好にし、雨水及び汚水の排水に支障のないようにすること。
 - ハ 客室の床が木造であるときは、床下の通風を常に良好にしておくこと。

二 採光及び照明

- イ 食堂及び配ぜん室の照度は、五十ルクス以上とすること。
- ロ 客室、応接室及び玄関帳場の照度は、四十ルクス以上とすること。
- ハ 玄関（一戸建ての宿泊所を多数有する施設にあつては、当該施設の出入口）、浴室（浴槽等入浴設備を有する室又は場所をいう。第四号及び第六条第一項第二号において同じ。）、洗面所及び便所の照度は、二十ルクス以上とすること。
- ニ 廊下及び階段の照度は、二十ルクス以上（深夜においては、十ルクス以上）とすること。

三 施設等の清潔

- イ 客室、応接室、食堂、調理場、配ぜん室、玄関、浴室、洗面所、便所、廊下、階段等は、常に清潔にしておくこと。
- ロ ねずみ、はえその他の人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物（第六条において「ねずみ等」という。）の防除及び駆除に努めること。
- ハ 衣類、敷布、ふとんえり、まくらおおい等直接皮膚に接するものは、使用者ごとに清潔なものに取り替えること。
- ニ ふとん、毛布、まくら等は、随時日光にさらす等適当な方法により湿気を除くこと。
- ホ 洗面所には、適当数の洗面器を備え、水栓せんにより飲用に適する水が豊富に供給されるようにすること。
- ヘ 便所の手洗設備は、水栓せんにより清浄な水が豊富に供給されるようにすること。

四 浴室の衛生措置等

- イ 客室に設けられた浴室の浴槽水（浴槽内の湯水をいう。以下この条及び第六条第一項第二号において同じ。）については客室の使用ごとに、宿泊者が共同して利用する浴室（以下この号において「共同浴室」という。）の浴槽水については毎日、完全に換水するとともに、その都度浴槽を清掃すること。ただし、循環ろ過し、かつ、継続して使用している浴槽水（ロ及びハにおいて「循環ろ過水」という。）については、一週間に一回以上定期的に完全に換水するとともに、その都度浴槽を清掃し、及び消毒すること。
- ロ 共同浴室の浴槽水は、適温に保つとともに、常に満杯状態に保ち、十分に循環ろ過水又は原湯（浴槽水を再利用しないで浴槽に直接注入される温水をいう。ト及びリにおいて同じ。）を供給することにより清浄に保つこと。
- ハ 打たせ湯及びシャワーに使用する温湯等は、循環ろ過水を使用しないこと。
- ニ ろ過装置等により浴槽水を循環させる場合は、浴槽水の誤飲を防ぐための措置を講ずること。
- ホ ろ過装置等の維持管理を適切に行い、かつ、その稼働状況を適宜点検するとともに、それらの記録を三年間保存すること。
- ヘ 消毒設備又は装置の維持管理を適切に行い、その記録を三年間保存すること。
- ト 浴槽水を循環させる設備を設ける場合は、原水（原湯の原料に用いる水及び浴槽水の温度を調節する目的で浴槽水を再利用しないで浴槽に直接注入される水をいう。以下この号において同じ。）及び浴槽水の水質検査を、一年に一回以上行い、

その記録を三年間保存すること。ただし、原水については当該原水に水道水等（水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三条第二項に規定する水道事業の用に供する水道、同条第六項に規定する専用水道及び同条第七項に規定する簡易専用水道により供給される水をいう。ワにおいて同じ。）のみを使用している場合及び客室の浴槽水については当該浴槽水を使用ごとに完全に換水している場合は、この限りでない。

チ 共同浴室の浴槽水の消毒に塩素系薬剤を使用する場合は、浴槽水中の遊離残留塩素濃度を頻繁に測定し、当該濃度を通常一リットル中に〇・ニミリグラム以上〇・四ミリグラム以下に保ち、かつ、最大でも一リットル中に一・〇ミリグラム以下となるよう努めるとともに、その測定結果を三年間保存すること。

リ 貯湯槽に貯留する原湯の温度を通常の使用状態において摂氏六十度以上に保つなどレジオネラ属菌が繁殖しないよう貯湯槽内の湯水を管理すること。

ヌ 共同浴室にあつては、入浴者に対し、脱衣室等の見やすい場所に、身体を洗わないで浴槽内に入る等公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為をしないよう表示すること等により衛生上の注意を喚起すること。

ル 原水又は浴槽水がワ又はカに規定する水質の基準を満たさないことが判明したときは、浴槽の清掃、消毒等必要な措置を講ずること。

ロ 共同浴室の自主管理を行うため、自主管理手引書及び点検表を作成し、従業員等にその内容を周知徹底するとともに、営業者及び従業員のうちから日常の衛生管理に係る責任者を定めること。

ワ 原水（水道水等のみを使用したものを除く。）の水質は、次に掲げるとおりとすること。ただし、温泉法（昭和三十二年法律第二百五号）に基づく温泉又は薬湯等を使用するものにあつては、（一）から（四）までの基準の一部又は全部を緩和することができる。

（一）色度は、五度以下であること。

（二）濁度は、二度以下であること。

（三）水素イオン濃度は、PH値五・八以上八・六以下であること。

（四）過マンガン酸カリウム消費量は、一リットル中に十ミリグラム以下であること。

（五）大腸菌群（グラム陰性の無芽胞性の桿菌であつて乳糖を分解して酸とガスを形成するすべての好気性又は通性嫌気性の菌をいう。カ（三）において同じ。）は、五十ミリリットル中に検出されないこと。

（六）レジオネラ属菌は、百ミリリットル中に十CFU未満であること。

カ 浴槽水の水質の基準は、次に掲げるとおりとすること。ただし、温泉法に基づく温泉又は薬湯等を使用するものにあつては、（一）又は（二）の基準を緩和することができる。

（一）濁度は、五度以下であること。

（二）過マンガン酸カリウム消費量は、一リットル中に二十五ミリグラム以下であること。

（三）大腸菌群は、一ミリリットル中に一個以下であること。

（四）レジオネラ属菌は、百ミリリットル中に十CFU未満であること。

ヨ 施設の利用者の中にレジオネラ症又はその疑いのある患者が発生した場合は、当該施設の所在地を管轄する保健所の長に通報し、その指示に従うこと。

タ その他知事（保健所を設置する市にあつては、市長）が必要と認めて指示する措置

五 客室の収容制限

イ ホテル営業、旅館営業及び下宿営業の用に供する客室には、次に掲げる割合をこえて客を収容しないこと。

(一) 洋室にあつては、四・五平方メートルについて一人

(二) 和室にあつては、三平方メートルについて一人。ただし、スキー場、海水浴場等において特定の季節に限り営業する施設の場合又は一般若しくは中学校以上の学生若しくは生徒の団体を宿泊させる場合にあつては一・五平方メートルについて一人、小学校の児童の団体を宿泊させる場合にあつては一平方メートルについて一人

ロ 簡易宿所営業の用に供する客室には、次に掲げる割合をこえて客を収容しないこと。

一・五平方メートルについて一人。ただし、小学校の児童の団体を宿泊させる場合にあつては、一平方メートルについて一人

六 その他

イ 客室には、くず入れを備えること。

ロ 客室には、収容定員を表示しておくこと。

(平一五条例一四・一部改正)

(宿泊を拒むことができる事由)

第五条 法第五条第三号の規定により条例で定める事由は、次のとおりとする。

一 宿泊しようとする者が、泥酔し、著しく異常な言動をし、又は著しく不潔な身体若しくは服装をしているため、他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められること。

二 宿泊者が、法第六条第二項の規定に違反して、氏名等を告げないこと。

三 会員制度の寮等であつて宿泊の申込者が会員以外であること。

四 前三号に掲げるほか、正当な理由があると認められること。

(構造設備の基準)

第六条 旅館業法施行令(昭和三十二年政令第百五十二号。以下この条において「政令」という。)第一条第一項第十一号の規定により条例で定めるホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一 客室は、廊下に接する構造であること。

二 浴室及びシャワー室（以下この条において「浴室等」という。）は、次に掲げる基準によること。

イ 浴室等には、換気のための窓又は換気に必要な機械設備を設けること。

ロ 浴室等の床面は、耐水性で滑りにくい材質とし、使用水等が停滞しないよう適当なこう配を設け、かつ、清掃が容易に行える構造とすること。

ハ 浴槽水を循環させる設備を設ける場合は、ヘアキャッチャー、一時間当たり浴槽の容量以上のろ過能力を有するろ過装置及び浴槽水の消毒設備又は装置を設けるこ

と。ただし、これらと同等の措置を行う場合は、この限りでない。

ニ 浴槽に気泡発生装置又はジェット噴射装置を設置する場合は、空気取入口にフィルター等を設け、土ぼこり等が入らない構造とすること。

ホ 屋外の浴槽水と屋内の浴槽水とが混じり合わない構造とすること。

三 洗面所には、給水及び給湯に関する設備を設けること。

四 便所は、各階に設け、かつ、ねずみ等の侵入等及び臭気の発生等を防ぐことのできる設備を設けること。

五 客室に併設された車庫の扉は、当該車庫の利用者が自由に開閉できる構造であること。

2 政令第一条第二項第十号の規定により条例で定める旅館営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一 客室と他の客室、廊下等との境は、壁、ふすま、板戸及びこれらに類するものを用いて区画すること。

二 浴室等を設ける場合は、前項第二号に掲げる基準によること。

三 便所には、ねずみ等の侵入等及び臭気の発生等を防ぐことのできる設備を設けること。

四 客室に併設された車庫の扉は、当該車庫の利用者が自由に開閉できる構造であること。

3 政令第一条第三項第七号の規定により条例で定める簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一 客室と他の客室、廊下等との境は、壁、ふすま、板戸及びこれらに類するものを用いて区画すること。

二 階層式寝台を有しない十平方メートル未満の客室を設ける場合には、それらの客室の延床面積は、すべての客室の延床面積の三分の一以下とすること。

三 浴室等を設ける場合は、第一項第二号に掲げる基準によること。

四 便所には、ねずみ等の侵入等及び臭気の発生等を防ぐことのできる設備を設けること。

4 政令第一条第四項第五号の規定により条例で定める下宿営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一 客室の床面積は、四・五平方メートル以上であること。

二 客室の出入口及び窓は、かぎを掛けることのできるものであること。

三 客室には、押入れ等を設けること。

四 浴室等を設ける場合は、第一項第二号に掲げる基準によること。

五 便所には、ねずみ等の侵入等及び臭気の発生等を防ぐことのできる設備を設けること。

(平一五条例一四・追加)

(許可書の提示)

第七条 営業者(岡山市及び倉敷市の区域に係るものを除く。)は、営業の許可を証する書面を営業の施設内の見やすい場所に掲示しなければならない。

(平一二条例三三・追加、平一三条例一七・一部改正、平一五条例一四・旧第六条線下)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に旅館業の用に供している施設については、昭和四十六年六月三十日までは、第四条第二号並びに第三号のへ及びトの規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(昭和六一年条例第六号)

この条例は、昭和六十一年六月二十四日から施行する。

附 則(平成一二年条例第三三号)

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成一三年条例第一七号)

この条例は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則(平成一五年条例第一四号)

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則(平成一六年条例第四十号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十六年十月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号。以下「法」という。）第三条第一項の規定による許可の申請に係る構造設備の基準については、第二条の規定による改正後の旅館業法施行条例（以下「新条例」という。）第六条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に法第三条第一項の規定による許可を受けて旅館業を営んでいる者（前項の申請に対し許可の処分を受けた者を含む。）に係る衛生措置等の基準及び構造設備の基準については、新条例第四条及び第六条の規定にかかわらず、施行日から起算して九月を経過する日までの間は、なお従前の例による。

岡山県公報

発行
岡山県
岡山県岡山市内山下
二丁目4番6号
定価 1箇月2,330円

条 例

目 次 頁

- 岡山県行政財産使用料徴収条例及び岡山県風致地区条例の一部を改正する条例……………二
- 岡山県税条例及び森林の保全に係る県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例……………二
- 農村地域工業等導入指定地区における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例……………四
- 岡山県おかやま旧日銀ホール条例……………五
- 高梁市、上房郡有漢町、川上郡成羽町、同郡川上町及び同郡備中町の合併による高梁市の設置、邑久郡牛窓町、同郡邑久町及び同郡長船町の合併による瀬戸内市の設置並びに御津郡加茂川町及び同郡上房郡賀陽町の合併による吉備中央町の設置に伴う関係条例の整備に関する条例……………八
- 公衆浴場法施行条例及び旅館業法施行条例の一部を改正する条例……………一六
- 岡山県中小企業支援資金貸付金特別会計条例及び岡山県風致地区条例の一部を改正する条例……………二〇

○岡山県港湾施設管理及び利用条例の一部を改正する条例……………二〇

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正)

第三十五条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和五十九年岡山県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二中「上房郡 川上郡」を「上房郡」に、「久米郡」を「久米郡 加賀郡」に改める。

第三十六条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を次のように改正する。

別表第二中「備前市」を「備前市 瀬戸内市」に、「和気郡 邑久郡」を「和気郡」に改める。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条、第四条、第七条から第九条まで、第十二条から第十五条まで、第十七条、第十八条、第二十条、第二十一条、第二十四条、第二十六条、第二十九条、第三十一条、第三十三条及び第三十五条の規定 平成十六年十月一日
- 二 前号に掲げる規定以外の規定 平成十六年十一月一日

公衆浴場法施行条例及び旅館業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年六月二十九日

岡山県知事 石 井 正 弘

岡山県条例第四十号

公衆浴場法施行条例及び旅館業法施行条例の一部を改正する条例

(公衆浴場法施行条例の一部改正)

第一条 公衆浴場法施行条例(昭和三十一年岡山県条例第八十号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「浴槽に直接注入されるべき温水」を「浴槽水を再利用しないで浴槽に直接注入される温水」に、「において」を「及びラにおいて」に、「とする」を「に用いる」に、「浴槽に直接注入されるべき冷水」を「浴槽水を再利用しないで浴槽に直接注入される水」に改める。

第四条第一号カ中「循環ろ過装置を設置している」を「浴槽水を循環させる設備を設ける」に改め、同号ヨ中「気泡発生装置」を「浴槽に気泡発生装置」に、「フィルターを設ける」を「フィルター等を設け、土ほこり等が入らない構造とする」に改め、同条第二号ニ中「交換する」を「完全に換水するとともに、その都度浴槽を清掃する」に改め、「二十四時間以上」を削り、「いる浴槽水」の下に「(ホ及びベにおいて「循環ろ過水」という。)」を加え、「完全換水し、」を「完全に換水するとともに、その都度」に改め、同号中カをソとし、ワをヨとし、同ヨの次に次のように加える。

タ 原水又は浴槽水が第七条に規定する水質の基準を満たさないことが判明したときは、浴槽の清掃、消毒等必要な措置を講ずること。

レ 自主管理を行うため、自主管理手引書及び点検表を作成し、従業員等にその内容を周知徹底するとともに、営業者及び従業員のうちから日常の衛生管理に係る責任者を定めること。

第四条第二号中ヲをカとし、ルをワとし、リ及びヌを削り、同号チに次のただし書を加える。

ただし、原水については、当該原水に水道水等（水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三条第二項に規定する水道事業の用に供する水道、同条第六項に規定する専用水道及び同条第七項に規定する簡易専用水道により供給される水をいう。第七条において同じ。）のみを使用している場合は、この限りでない。

第四条第二号中チをヌとし、同ヌの次に次のように加える。

ル 浴槽水の消毒に塩素系薬剤を使用する場合は、浴槽水中の遊離残留塩素濃度を頻繁に測定し、当該濃度を通常一リットル中に〇・二ミリグラム以上〇・四ミリグラム以下に保ち、かつ、最大でも一リットル中に一・〇ミリグラム以下となるよう努めるとともに、その測定結果を三年間保存すること。

ヲ 貯湯槽に貯留する原湯の温度を通常の使用状態において摂氏六十度以上に保つなどレジオネラ属菌が繁殖しないよう貯湯槽内の湯水を管理すること。

第四条第二号ト中「循環ろ過装置等は、」を「ろ過装置等の維持管理を適切に行い、かつ、その」に、「点検し、その」を「点検するとともに、それらの」に改め、同トを同号チとし、同チの次に次のように加える。

リ 消毒設備又は装置の維持管理を適切に行い、その記録を三年間保存すること。

第四条第二号へに次のように加える。

ト ろ過装置等により浴槽水を循環させる場合は、浴槽水の誤飲を防ぐための措置を講ずること。

第六条第二号ニ中「ヌ及びカ」を「ヲ及びタからソまで」に改める。

第七条中「原水及び」を「原水（水道水等のみを使用したものを除く。）及び」に改め、同条第一号ホ中「以下」を「次号ハにおいて」に、「検出しない」を「検出されない」に改める。

第八条の見出しを「（保健所の長への通報等）」に改める。

（旅館業法施行条例の一部改正）

第二条 旅館業法施行条例（昭和四十五年岡山県条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号ハ中「浴室」の下に「（浴槽等入浴設備を有する室又は場所をいう。第四号及び第六条第一項第二号において同じ。）」を加え、同条第三号中ホを削り、へをホとし、トをへとし、同条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 浴室の衛生措置等

イ 客室に設けられた浴室の浴槽水（浴槽内の湯水をいう。以下この条及び第六条第一項第二号において同じ。）については客室の使用ごとに、宿泊者が共同して利用する浴室（以下この号において「共同浴室」という。）の浴槽水については毎日、完全に換水するとともに、その都度浴槽を清掃すること。ただし、循環ろ過し、かつ、継続して使用している浴槽水（ロ及びハにおいて「循環ろ過水」という。）については、一週間に一回以上定期的に完全に換水するとともに、その都度浴槽を清掃し、及び消毒すること。

ロ 共同浴室の浴槽水は、適温に保つとともに、常に満杯状態に保ち、十分に循環ろ過水又は

原湯（浴槽水を再利用しないで浴槽に直接注入される温水をいう。ト及びリにおいて同じ）を供給することにより清浄に保つこと。

ハ 打たせ湯及びシャワーに使用する湯湯等は、循環ろ過水を使用しないこと。

ニ ろ過装置等により浴槽水を循環させる場合は、浴槽水の誤飲を防ぐための措置を講ずること。

ホ ろ過装置等の維持管理を適切に行い、かつ、その稼働状況を適宜点検するとともに、それらの記録を三年間保存すること。

ヘ 消毒設備又は装置の維持管理を適切に行い、その記録を三年間保存すること。

ト 浴槽水を循環させる設備を設ける場合は、原水（原湯の原料に用いる水及び浴槽水の温度を調節する目的で浴槽水を再利用しないで浴槽に直接注入される水をいう。以下この号において同じ。）及び浴槽水の水質検査を、一年に一回以上行い、その記録を三年間保存すること。ただし、原水については、当該原水に水道水等（水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三条第二項に規定する水道事業の用に供する水道、同条第六項に規定する専用水道及び同条第七項に規定する簡易専用水道により供給される水をいう。リにおいて同じ。）のみを使用している場合及び客室の浴槽水については当該浴槽水を使用ごとに完全に換水している場合は、この限りでない。

チ 共同浴室の浴槽水の消毒に塩素系薬剤を使用する場合は、浴槽水中の遊離残留塩素濃度を頻繁に測定し、当該濃度を通常一リットル中に〇・二ミリグラム以上〇・四ミリグラム以下に保ち、かつ、最大でも一リットル中に一・〇ミリグラム以下となるよう努めるとともに、その測定結果を三年間保存すること。

リ 貯湯槽に貯留する原湯の温度を通常の使用状態において摂氏六十度以上に保つなどレジオネラ属菌が繁殖しないよう貯湯槽内の湯水を管理すること。

ス 共同浴室にあつては、入浴者に対し、脱衣室等の見やすい場所に、身体を洗わないで浴槽内に入る等公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為をしないよう表示すること等により衛生上の注意を喚起すること。

ル 原水又は浴槽水がワ又はカに規定する水質の基準を満たさないことが判明したときは、浴槽の清掃、消毒等必要な措置を講ずること。

ヲ 共同浴室の自主管理を行うため、自主管理手引書及び点検表を作成し、従業員等はその内容を周知徹底するとともに、営業者及び従業員のうちから日常の衛生管理に係る責任者を定めること。

ワ 原水（水道水等のみを使用したものを除く。）の水質は、次に掲げるとおりとすること。ただし、温泉法（昭和二十三年法律第二百五号）に基づく温泉又は薬湯等を使用するものにあつては、（一）から（四）までの基準の一部又は全部を緩和することができる。

（一）色度は、五度以下であること。

（二）濁度は、二度以下であること。

- ㉓ 水素イオン濃度は、P_H値五・八以上八・六以下であること。
- ㉔ 過マンガン酸カリウム消費量は、一リットル中に十ミリグラム以下であること。
- ㉕ 大腸菌群（グラム陰性の無芽胞性の桿菌であつて乳糖を分解して酸とガスを形成するすべての好気性又は通性嫌気性の菌をいう。カ㉓において同じ。）は、五十ミリリットル中に検出されないこと。
- ㉖ レジオネラ属菌は、百ミリリットル中に十CFU未満であること。
- カ 浴槽水の水质は、次に掲げるとおりとすること。ただし、温泉法に基づく温泉又は薬湯等を使用するものにあつては、(一)又は(二)の基準を緩和することができる。
 - (一) 濁度は、五度以下であること。
 - (二) 過マンガン酸カリウム消費量は、一リットル中に二十五ミリグラム以下であること。
 - (三) 大腸菌群は、一ミリリットル中に一個以下であること。
 - (四) レジオネラ属菌は、百ミリリットル中に十CFU未満であること。
- ヨ 施設の利用者の中にレジオネラ症又はその疑いのある患者が発生した場合は、当該施設の所在地を管轄する保健所の長に通報し、その指示に従ふこと。
- タ その他知事（保健所を設置する市にあつては、市長）が必要と認めて指示する措置

第六条第一項中第三号を削り、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

- 二 浴室及びシャワー室（以下この条において「浴室等」という。）は、次に掲げる基準によること。
 - イ 浴室等には、換気のための窓又は換気に必要な機械設備を設けること。
 - ロ 浴室等の床面は、耐水性で滑りにくい材質とし、使用水等が停滞しないよう適当なこう配を設け、かつ、清掃が容易に行える構造とすること。
 - ハ 浴槽水を循環させる設備を設ける場合は、ヘアキャッチャー、一時間当たり浴槽の容量以上の過能力を有するろ過装置及び浴槽水の消毒設備又は装置を設けること。ただし、これらと同等の措置を行ふ場合は、この限りでない。
 - ニ 浴槽に気泡発生装置又はジェット噴射装置を設置する場合は、空気取入口にフィルター等を設け、土ぼこり等が入らない構造とすること。
 - ホ 屋外の浴槽水と屋内の浴槽水とが混じり合わない構造とすること。

第六条第二項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

- 二 浴室等を設ける場合は、前項第二号に掲げる基準によること。

第六条第三項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

- 三 浴室等を設ける場合は、第一項第二号に掲げる基準によること。

第六条第四項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

- 四 浴室等を設ける場合は、第一項第二号に掲げる基準によること。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十六年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前にされた旅館業法(昭和三十二年法律第百三十八号。以下「法」という。)第三条第一項の規定による許可の申請に係る構造設備の基準については、第二条の規定による改正後の旅館業法施行条例(以下「新条例」という。)第六条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に法第三条第一項の規定による許可を受けて旅館業を営んでいる者(前項の申請に対し許可の処分を受けた者を含む。)に係る衛生措置等の基準及び構造設備の基準については、新条例第四条及び第六条の規定にかかわらず、施行日から起算して九月を経過する日までの間は、なお従前の例による。

岡山県中小企業支援資金貸付金特別会計条例及び岡山県風致地区条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年六月二十九日

岡山県知事 石井正弘

岡山県条例第四十一号

岡山県中小企業支援資金貸付金特別会計条例及び岡山県風致地区条例の一部を改正する条例(岡山県中小企業支援資金貸付金特別会計条例の一部改正)

第一条 岡山県中小企業支援資金貸付金特別会計条例(昭和三十九年岡山県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「中小企業総合事業団法(平成十一年法律第十九号)」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第百四十七号)」に改める。

第二条中「及び中小企業高度化資金」を削る。

(岡山県風致地区条例の一部改正)

第二条 岡山県風致地区条例(昭和四十五年岡山県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、同条第十号中「中小企業総合事業団」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構」に改め、同号を同条第九号とし、同条中第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号とする。

附 則

この条例は、平成十六年七月一日から施行する。

岡山県港湾施設管理及び利用条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年六月二十九日

岡山県知事 石井正弘

岡山県条例第四十二号

◎岡山県行政財産使用料徴収条例及び岡山県風致地区条例の一部を改正する条例について
電気通信事業法の一部改正に伴い、規定の整備を行ったものである。

◎岡山県税条例及び森林の保全に係る県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
地方税法の一部改正に伴い、自動車の環境に及ぼす影響に応じた自動車税の税率の特例措置を設ける等所要の改正を行うものである。

◎農村地域工業等導入指定地区における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
農村地域工業等導入促進法第十条の地区等を定める省令の一部改正に伴い、規定の整備を行うものである。

◎岡山県おかやま旧日銀ホール条例について
旧日本銀行岡山支店を歴史的建造物として保存し、県民が音楽等の芸術に親しむことができる場を提供することにより、文化芸術の振興を図り、もって県民文化の向上に寄与するため、おかやま旧日銀ホールを設置するものである。

◎高梁市、上房郡有漢町、川上郡成羽町、同郡川上町及び同郡備中町の合併による高梁市の設置、邑久郡牛窓町、同郡邑久町及び同郡長船町の合併による瀬戸内市の設置並びに御津郡加茂川町及び上房郡賀陽町の合併による吉備中央町の設置に伴う関係条例の整備に関する条例について
高梁市、上房郡有漢町、川上郡成羽町、同郡川上町及び同郡備中町を廃し、新たに高梁市を設置すること、邑久郡牛窓町、同郡邑久町及び同郡長船町を廃し、新たに瀬戸内市を設置すること並びに御津郡加茂川町及び上房郡賀陽町を廃し、新たに吉備中央町を設置することに伴い、所要の改正を行うものである。

◎公衆浴場法施行条例及び旅館業法施行条例の一部を改正する条例について
レジオネラ症発生の防止対策等公衆浴場及び旅館業の営業の施設における一層の衛生水準の維持、確保を図るため、これらの入浴設備等の衛生措置に関する基準等に新たな基準を加える等所要の改正を行うものである。

◎岡山県中小企業支援資金貸付金特別会計条例及び岡山県風致地区条例の一部を改正する条例について
独立行政法人中小企業基盤整備機構法等の施行に伴い、規定の整備を行うものである。

◎岡山県港湾施設管理及び利用条例の一部を改正する条例について
国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律の施行に伴い、港湾施設の保安の確保に関し必要な事項を定めるとともに、宇野港の移動式荷役機械の設置に伴い、その使用料の額を定める等所要の改正を行うものである。